

《保育の必要性理由一覧》

施設等利用給付認定を受けるためには、保育必要理由に応じて下記の確認書類が必要となります。
申請書と併せてご提出ください。

保育を必要とする理由		要件	確認書類	
1 就労等	・企業等に勤務 (内定も含む。) ・産前産後休業中 ・育児休業中で 復帰予定	常態として月48時間以上の就労をしている(パート、夜間、居宅内労働など、基本的にすべての就労を含む。産休・育休も含まれます。)	「勤務証明書」 (内定しているが、就労後にしか提出できない場合は、「求職活動(希望準備)に関する申立書」)	
	・自営業 ・農業 ・内職等		「保育認定のための申立書 その1」 (自営業・農業等であっても、法人化し、かつ、家族経営規模を超える場合は、「勤務証明書」)	
2 妊娠・出産		出産前後のため保育ができない場合	「保育認定のための申立書 その2」	母子手帳の写し (表紙と分娩予定日が記載されているページ)
3 疾病・障害		病気・負傷・心身に障害がある場合		診断書、身体・精神・療育手帳の写し、介護保険証等の写し等
4 介護等		常態として親族の介護・看護をしている場合		雇災証明書の写し
5 災害復旧		火災や風水害、地震などで家屋を失ったり、破損のため復旧にあたる場合		
6 求職活動		求職活動(起業の準備を含む。)を行っている場合		「求職活動(起業準備)に関する申立書」
7 就学		就学(職業訓練校等における職業訓練を含む。)	「保育認定のための申立書 その2」	在学証明書又は学生証の写し、カリキュラム等、授業時間の分かるもの